

一般競争入札公告

令和7年 6月 2日

社会福祉法人ヤマト自立センターの増改築工事に関する 一般競争入札について、下記の通り公告します。

社会福祉法人 ヤマト自立センター
理事長 山内 雅喜

記

1. 入札内容

- (1) 工 事 名 社会福祉法人 ヤマト自立センタースワン工舎新座増改築工事
- (2) 工事 場所 埼玉県新座市菅沢 1—3—1
- (3) 工事 内容 増改築工事
- (4) 建築 概要 鉄骨造 地上2階建屋2階部分増床
敷地 面積 431.34 m²
延床 面積 501.52 m² (工事範囲は 85.84 m²)
- (5) 発 注 者 社会福祉法人ヤマト自立センター
- (6) 設計・監理者 株式会社 石井設計
〒110-0015 東京都台東区東上野 3-4-6 奈良ビル2階
担当 石井・坂野
TEL : 03-6801-7275 FAX : 03-6801-7276

2. 入札条件等

- (1) 入札方法 一般競争入札 (総合評価)
本入札は工事金額の比較と共に、内訳内容、工事条件
アフターケア等の内容を含め総合的に評価させて頂き決定させて
いただきます。
- (2) 総合評価条件
 - 1. 内訳書は細目等積上げによる積算をすること、一式表記、一括値
引きなどは不可とする。
 - 2. 施工通念上必要な工事内容は見込み、内訳書に反映すること。
 - 3. 施工体系を提出。(予定現場代理人、連絡系統など)
 - 4. 施工後のアフターサービス、アフターケアの提案。
 - 5. VE、工期短縮の提案。

- (3) 最低制限価格 有（非公開）
- (4) 入札予定価格 有（非公開）
- (5) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 令和 5・6 年度、埼玉県若しくは東京都における建設工事請負等競争入札参加者名簿（建設工事）に登載されている単体企業（共同企業体は不可）で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - (ア) 建築工事の格付が A ランク以上（ランク確認）であること
 - (イ) 資格審査数値が 1,000 点以上であること
 - (ウ) 経営事項審査の総合評定値（P）が 900 点以上であること
 - (エ) 埼玉県内若しくは東京都内に「本店」または「支店（営業所を含む）」を有すること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、入札参加停止措置または入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 公示日から落札決定までの期間に、埼玉県若しくは東京都の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外期間中でない者であること。
- (6) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係企業でないこと。
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者（様式第 11 号）であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者（様式第 12 号）は、この限りでない。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

4. 担当者

所在地 埼玉県新座市菅沢 1 丁目 3 番 1 号

法人名 社会福祉法人 ヤマト自立センター 担当：事務部門 窪寺 敏幸

電話 048-480-3367/FAX 048-479-5873

E-Mail kubodera@yamato-jiritsu.jp

5. 入札参加資格審査申請書

- (1) 本競争に参加する者は、3 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、競争入札参加審査申請書及び添付資料（以下「資料」）を提出し、法人の契約行為者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 配布資料 入札参加申請書
- (3) 受付期間 令和7年6月2日（月）～6月10日（火）
午前9時～午後5時（土日祝日を除く）上記4の担当者へ電子メール又はファックスのいずれかの方法により、入札へ参加する意思を表明すること。
- (4) 配布方法 法人より、電子メールにて入札参加申請書を送付する。
- (5) 配布期間 令和7年6月13日（金）
- (6) 提出期間 令和7年6月16日（月）～6月23日（月）午後5時迄に必着
- (7) 提出資料 次のアからエを入札参加申請書に添えて提出すること。（各1部）
 - ア 3(3)に掲げる、埼玉県若しくは東京都の競争入札参加資格書（写し）
 - イ 会社概要書（会社案内）
 - ウ 経営事項審査総合評定値(P)のわかる経営審査票の写し
 - エ 令和5・6年度埼玉県競争入札参加資格ランクを証する書類
 - オ 法人登記簿謄本
- (8) 提出方法 郵送または持参
- (9) 審査結果通知 入札参加資格審査を通過した者には、令和7年6月30日（月）午後3時迄に入札参加資格審査結果をFAXまたは電子メールにて通知する。資格審査を通過できなかった者には個別に郵送する。

6. 仕様書等配布について

- (1) 入札参加資格が有りと確認された参加業者には【入札要綱書、入札書等書式、図面・仕様書】をメールにて配布する。（現場説明会を行わないものとする。）
- (2) 配布した図面・仕様書は入札後に破棄し保存または流用しないものとする。

7. 日程等

- (1) 公告日 令和7年6月2日（月）
- (2) 審査申請書配布 令和7年6月13日（金）午後5時迄
- (3) 申請書提出期間 令和7年6月16日（月）～6月23日（月）午後5時迄
- (4) 審査結果通知 令和7年6月30日（月）午後3時迄に通知
- (5) 仕様書等配布 令和7年7月1日（火）法人より配布
- (6) 質疑等 令和7年7月7日（月）～7月14日（月）
※質疑書は電子メールにて受け付ける。

(7) 開 札 日	令和7年7月23日(水)10時より
(8) 持 参 書 類	ア) 入札書 イ) 入札金額内訳書 ウ) 委任状(代理人の場合) エ) 入札参加資格審査結果通知書の写し
(9) 開 札 場 所	埼玉県新座市菅沢 1-3-1 社会福祉法人 ヤマト自立センター

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者において、最低価格をもって入札した者を落札候補者とする。

なお、本入札は工事金額の比較と共に、内訳内容、工事条件、アフターケア等の内容を含め落札候補者から総合的に評価させて頂き決定とする。

落札候補者であっても提出書類の不備・虚偽、または入札参加資格を満たさないことが判明した場合は失格とし、順次最安の事業者を精査し落札候補者とする

(2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は2回までとする) ただし、初回入札参加者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は実施しない。

なお、再度入札では、前回入札で最低制限価格に満たない業者は参加できない。

(3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)

再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。

条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。

(4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

- (1) 代理人にて入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相

当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を提出すること。
- (5) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア) 入札書の押印のないもの
 - イ) 記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のないもの
 - ウ) 押印された印影が明らかでないもの
 - エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ) 2 度以上の入札書を提出した者が再び入札したもの
 - ケ) 2 者以上の代理をした者が行った入札
 - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (6) 一般競争入札参加申請書等の提出された書類は返却しない。
- (7) 入札に係る書類の作成及び提出に擁する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書等についても不明を理由として異議申し立てをすることはできない。

10. 契約方法等

- (1) 本契約は、本法人の経理規定、定款、定款細則に基づき作成した契約書、若しくは当法人が提示する契約書により締結することとする。
- (2) 契約保証金は免除とする。

11. その他

- (1) 現地調査については事前に担当者に連絡、日時調整のうえ行うこと。
- (2) 現場説明会は行わない。

- (3) 工事代金の支払いについては、工事完了月の翌月末日に工事代金の全額を支払うものとする。落札者は工事が完了した日より、10 日以内に請求書を法人へ送付すること。尚、請求書とは適格請求書発行事業者登録番号が記載されたものを指す。
- (4) 現地調査及び設計図書の閲覧については上記 4 に連絡調整のうえ、可とされた場合のみとする。なお、設計図書の貸し出しについては不可とする。

以 上